平成２１年（フ）第２１２５号
京都市伏見区醍醐烏橋町17番地６
債務者　寺本　　猛
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２１７６号
京都市東山区福稲柿本町27番地１　コーポ大敬303号
債務者　金本　明子（旧姓菅井）
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２２５号
広島県呉市広小坪１丁目26番１―302号
債務者　井脇　三省
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第２２６号
広島県呉市焼山北３丁目23番４号
債務者　内田　恵美
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第２３３号
広島県竹原市東野町1183番地８
債務者　園田賢二郎
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第２４３号
広島県呉市警固屋２丁目２番36号
債務者　竹下　榮治
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第２４５号
広島県呉市中通４丁目８番４―301号
債務者　花岡　貴司
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第３１３号
山口県下関市幡生町１丁目３番３号
債務者　山本友二郎
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第３７９号
山口県下関市上田中町７丁目７番Ｒ11―406号　市営白雲台住宅５
債務者　伊藤　和喜
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第３８０号
山口県下関市上田中町７丁目７番Ｒ11―406号　市営白雲台住宅５
債務者　伊藤　博美
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第３８８号
山口県下関市王司神田１丁目５番21号、登録原票上の住所山口県下関市伊倉町２丁目５番22号
債務者　野口滝夫こと　朴　　碩根
1　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第３２９号
長野市丹波島１丁目721番地の６
債務者　宮川　修治
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４６４号
長野市上松５丁目12番33―203号Ａ４
債務者　清水　淳子
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１２５号
兵庫県朝来市山東町大月1158番地　山東サントピアハイツ207号室、前住所兵庫県朝来市山東町楽音寺186番地
債務者　圓山　雅美（旧姓西村）
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２１年（フ）第１８号
徳島市南佐古六番町２番６号
債務者　板東　修一
1　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４３１号
徳島市一宮町西丁936番地の２
債務者　竹内　克己
1　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４４１号
徳島市金沢１丁目８番20―7202号
債務者　平岡ウタ子
1　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
徳島地方裁判所民事部